

## 第1回久留米市市民センター多目的棟指定管理者候補者選定委員会 会議録

日 時：令和元年6月3日（月）10時00分～11時15分

場 所：市役所307会議室

出席委員：福澤朋子委員、佐藤小枝子委員、深山和義委員、西村信二委員、白谷由紀子委員  
（全員出席）

### 議事の経過

#### 1. 開会

#### 2. 委嘱状交付

#### 3. 委員紹介及び事務局紹介

#### 4. 正副委員長選出

- ・久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長を西村信二委員、副委員長を福澤朋子委員に決定
- ・選定委員の議長は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第9条2項により、委員長を議長に選出
- ・資料確認

#### 5. 会議の非公開確認

##### 【委員長】

情報公開条例第32条第1項第2号に該当するため非公開となっているが、会議の内容、委員名簿及び議事録については、指定管理候補者決定後に市公式ホームページ上で公開する。

《委員一同同意》

#### 6. 委員会の運営

##### 【事務局】

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により設置され、その施行規則にも所掌事務等の規定が設けられている。

《委員一同質疑なし》

#### 7. 経過報告

##### 【事務局】

施設沿革等説明。

《委員一同質疑なし》

## 8. 審議事項

### (1) 募集要項、仕様書(案)について

#### 【事務局】

募集要項(案)説明。仕様書(案)説明。

#### 【委員】

申請書の提出方法は持参または書留郵便となっているが、レターパックなどは駄目なのか。

#### 【事務局】

提出書類にボリュームがあるので、可能かどうか確認する。

#### 【委員】

多目的棟の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分になっている。利用者のニーズに応じた開館時間の変更などは可能か。

#### 【事務局】

久留米市市民センター多目的条例の第8条に開館時間が定められている。その都度、都合に応じて開館時間を変えろということは困難。

#### 【委員長】

提出方法については事務局にて確認後、各委員に報告すること。募集要項、仕様書のそれ以外については事務局提案でよろしいか。

《委員一同承認》

### (2) 選定要領(案)について

#### 【事務局】

選定要領(案)説明

《委員一同承認》

### (3) スケジュールの確認

#### 【事務局】

スケジュール説明

《委員一同質疑なし》

## 9. その他

## 10. 閉会